

研究開発法人に関する制度改革の経緯

- ・ 平成13年 4月 独立行政法人制度発足－物質・材料研究機構など旧国立研究所が独法化
- ・ 平成15～16年 理化学研究所、宇宙航空研究開発機構など旧特殊法人が独法化

- － 自主・自律的な運営のもとで、効率的かつ効果的な業務を実現することを目的。
- － 独立行政法人として百余りの法人が横串的規律によって統制を強化。研究開発系独法についても、国からアウトソーシングされた事務作業を行う法人等と一律的な統制が課されることとなったため、研究開発成果を最大化することには馴染まず、法人が国際競争力を失う要因となっているのではないかと指摘が強まった。

- ・ 平成20年 6月 研究開発力強化法成立(議員立法)

- － 研究開発法人を定義。また、同法の附則及び両院附帯決議において、最も適切な研究開発法人のあり方について検討・措置すべき旨が規定された。

- ・ 平成24年 6月 独立行政法人通則法改正案提出 ⇒ 廃案
- ・ 平成25年11月 新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会 報告書
- ・ 同年12月 改正研究開発力強化法成立(議員立法)

- － 新たな研究開発法人制度創設の基本的な方針を規定。

- ・ 同年 同月 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」閣議決定

- － 全法人を「中期目標管理型」、「研究開発型」、「単年度管理型」の三つに分類。
- － 法人の組織等の見直し(統廃合等)。
- － 研究開発型の法人のうち、世界トップレベルの成果が期待できる法人を「特定国立研究開発法人(仮称)」と位置付け、特別な措置を別法化。

- ・ 平成26年 6月 独立行政法人通則法改正成立 ⇒ 平成27年4月 施行

- － 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に応じて、三つに分類(中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人)。
- － PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みを構築。
- － 法人内外から業務運営を改善する仕組みを導入。